ID:　236

担当部署:　こども福祉部 福祉室 地域福祉課

| | |
|---|---|
| **処分の概要** | 損害賠償との調整による返還 |
| **例規名<br>根拠条項** | 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例　第11条 |
| **例規番号** | 昭和48年条例第4号 |

**【根拠条文】**

（損害賠償との調整）

第11条　市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

**備考**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **設定年月日** | 平成28年4月1日 | **最終変更年月日** | 令和5年4月1日 |